田 浩 太 郎

池

本稿の問題

Ξ スミスの起債原則論

古典派的起債原則論抬頭の背景と古典派的財政観

四

リカードーの起債原則論

Ŧ. リカ Î F 起債原則論の時代的背景

本稿の問題

古典派経済学にもとづく起債原則論は起債原則論の発展史上最初のタイプを形成したものといわれる。本稿で

はとくに生成期古典派経済学におけるそれの概要と特色とを検討してみたい。この場合、古典派的起債原則論に ついて、どちらかといえば古典派経済学者たちのそれぞれの学説をその多様性においてみるよりも、 むしろその

様性に、換言すればひとつの類型としての古典派的起債原則論をえがき出すことに重点をおきたいとおもう。 生成期古典派経済学における起債原則論

の原則にかんする学説である。 まず、起債原則論とは何かについて予備的に定義しておく。起債原則論とは、いかなる場合に、いかなる目的で、 いかなる金融的条件の下に起債してよいのか(dürfen)、あるいは起債すべきなのか 起債のための妥当なる、ないし正当なる前提条件と遂行条件とを原理的に検討す (müssen)

古典派的起債原則論抬頭の背景と古典派的財政観

る学説である、

といいかえてもよい。

起債原則論の発展史上最初のタイプを形成した古典派の起債原則論が誕生すべき背景についてみることは、そ

かったかを検討することになる。ここではまず起債原則論抬頭の歴史的背景をやや一般化した形で展望すること もそも経済学説や財政学説のうえで、起債原則論がいかなる歴史的・社会的任務をひっさげて登場せざるをえな

からはじめよう。

に必要な経費の調達方法のひとつとして課税などとならんで起債を採用することを、 あることを国民一般ないし国民中の有力者たちに印象づけようとした。ついで支配者たちはこれを克服するため 般の安危にもかかわる公共的困難であり、しかもその困難が経済的・合理的考慮をこえた重大かつ緊急のもので 局面に際会した支配者たちは、 支配者たちは緊急事態の克服のために巨額にわたる経費を即刻に調達する必要を感ぜざるをえなかった。 周知のように近世初頭の諸国家において、戦争その他の社会的・政治的・経済的大困難が発生したとき、その 一般にその困難がひとり支配者の浮沈にかかわるものであるのみならず、 いわば恣意的に決定しよう 国民全 かかる

とすることがおおかった。臨時に生じた巨額にわたる支出増加の必要という財政的圧力にたいし、支配者たちは

5₁ 君主的・国家的・国家経済的利害を中心に起債による充足を決断することがよくおこなわれた、といってよかろ

1 ラントマンは当時における支配者の起債動機を四つのタイプに分類して説明している。たとえば、戦争およびこれ に関連する外交的援助費の支出の必要、国家の領域整理や拡大のための入用、居城構築以来確実に増加をつづける

Finanzwissenschaft, 2. Aufl., 3. Band, Tübingen 1958, S. 4ff. 財政入用などがこれに入る。 Julius Landmann, Geschichte des öffentlichen Kredits, in: Handbuch

かる状況下において起債原則論は、まず国民的・市民社会的・国民経済的利害を中心にすえた、いわゆる経

ければならないのである。そして公信用の成立と生成、公債の成立と発展、 ならねばならぬ。そして公共債務の存在と発展のためにはあらかじめ公信用、ないし国家信用の成立をみていな い。すなわち、これを論理的に考察すると、まず公共債務をおこすことの可能性と現実性とがとうぜん大前提と 登場しえた背景には、それ相応の社会の近代化が前提とされねばならなかったであろうことは想像に か 的・財政学的・金融論的合理性の基準に服せしめようとして生誕したものであるといってよいであろう。 を提供する役割を担って登場するはずである。起債原則論は支配者の恣意的起債要求にたいし、これ を 経 済 学 済的合理性にもとづく起債の妥当性の基準をつくる。これによって支配者の恣意的起債への歯止めに理論的根拠 さて、起債原則論がかかる歴史的・社会的任務を担って歴史の舞台に登場せざるをえなかった事情、 起債原則論の登場という一連の諸事 あるい たく

経済的には国家がその信用を利用できる程度に貨幣経済的発展をみている資本主義経済体制の存在がその前提 生成期古典派経済学における起債原則論

実は近代的な社会・経済関係の成立と生成とをまってはじめて実現される。

すなわち

となる。

必要がある。 行政的には、名望家行政が漸く終りをつげ、次第に職業的官僚の行政に移りつつある段階にまで成熟している しかしこの段階では近代国家に内在する行政の量的・質的増大ないし上昇、したがって国家経費の

不断の増大の傾向(いわゆるワーグナー法則)については未だ充分意識されているか否かは問われない。

財政的には ――財政的条件については後に一層くわしく論ぜねばならない――予算 (ないし財政) の統一的運営

度の国家活動の増大ないし経費膨脹のみが予想されるであろう。

必要である。前述した公共行政の状況からして、財政運営に関してはふつうは租税の増徴によって充足しうる程 と、それを支えるための、全経常支出を充足するにたる経常収入体系としての租税制度が確立されていることが

以上は近代的公債制度成立のための一般的諸条件を要約したものである、といいかえてよいかもしれない。し

かし、特定の歴史的・社会的任務を担り起債原則論の登場にはこれだけの条件の実現のみでは不充分であろう。

これにはとくに次のような諸条件の整備にも言及しなければならない。すなわち、

表明しうる程度に社会や政治の構造が近代化されていなければならない。 政治的、社会的には支配者(王侯)にたいして、被支配者層(市民ないし国民)が自己の利害をある程度自由に

また、学問的には国民や市民の利害を中心にすえた経済学説が成立し、これが支配的学説になっていなければ

あろう。 以上のような諸条件を充足して、はじめて既述のような任務を担いうる起債原則論が登場しうることになるで

ならない。

106

これは当時のイギリス古典派経済学が何よりもまず国民、市民社会ないしは国民経済の利害を代表する最初の経 らとりあげた経済学説史上の最初のものは、すなわち、イギリス古典派経済学にもとづく起債原則論であった。 かかる諸条件を充足した上で、しかも起債原則論に課せられた任務を果すことを意図して起債原則論を正面か

済学として生誕したという一事をもってしてもきわめて自然のなりゆきであるといえるであろう。

官僚行政化は他の西欧諸国とくらべてより進展していたほどではないようである。とはいえ、たとえば窓税 十八世紀後半のイギリスは漸やく産業革命がはじまろうとする時であった。しかし行政側面での近代化ないし

的専門官僚による行政の重要性が認識されつつあったのである。(1) Tax on Windows in Houses (一六九五年にはじめて施行) などの税務行政にみられるように、徐々にではあるが職業 A. Hope-Jones, Income Tax in the Napoleonic Wars, Cambridge, 1939, pp. 12—17. 拙稿、イギリス所得

イギリスにおいては支配者たる国王と、被支配者層たる国民との利害の対立が市民革命をうみ、これを通して

税の先駆的諸税について、一橋論叢、第三五巻、一号、昭和三十一年所収、参照

の経済的利害を代表する財政と、国民ないし市民社会の経済的利害を代表する市場経済ないし国民経済とは一応 国家とは対立する国民のための社会、すなわち、市民社会が形成されたと考えてよい。ここでは国王ないし国家

産業革命がはじまり、やがて自由資本主義がさかんになろうとする趨勢をも直観した古典派経済学者たちは、

相互に対立する存在であるとみなされたのである。

民経済的・市場経済的利害を中心にすえた経済学を展開することになったのである。ここで定立され た 諸 原 理 このような環境の内から国民の側、 市民社会の側にたって経済を考察する学問としての経済学を誕生させた。国

生成期古典派経済学における起債原則論

107 ---

は、国民経済の対立者と考えられる国家の経済(財政)をもこれに服せしむべき原理だとかれらは考えた。かれら は原則的には個々人の自由なる経済活動の総体が、国民経済の調和ある自然の秩序をなすものであるとともに、

この体制下で国民経済が最高度の生産性を保持するものでもある、と考えた。

動そのものは毫も国民経済の生産性を高めるものではない。国家活動にともなってなされる経費支出はその効果 共部門への資源のとり去りである限り、経済の自然秩序、したがって資源の最適配分の状態を撹乱することによ 限りにおいて意味をもつし、またそれはかかる有用な活動をなすべきものであると考えられた。しかし、国家活 って、国民経済的生産性をひくめるものと観念された。 において生産性をもたないというわけである。のみならず、その支出を可能にする国家収入は、国民経済から公 古典派経済学者にとっては、国家とその活動とはそれが国民経済を維持、存続させるための有用な活動をなす

だ。他方、国民経済過程の混乱を最少にするもの、したがって国民経済におよぼす作用において質的にもっとも Government と均衡財政の原則に服することを要求した。財政部門の規模の量的拡大は、その分だけ資源の最適 配分をゆがめ、これによって国民経済の最高の生産性を引き下げる効果をもつ。財政規模は小なるほどよいの かくて自由資本主義的国民経済の利害を中心にすえた古典派経済学は、 財政にたいし安あがりの 政府

これに属する経済学者それぞれに学説的個性もある。したがってかれらの学説に種々ニュアンスのちがいがある で集大成されたといわれる。ひとくちに古典派経済学説といっても、およそ四分の三世紀にわたるものであり、 古典派の経済学説はスミスの「国富論」、一七七六年にはじまり、J・S・ミルの「経済学原理」、一八四八年 中立的な財政運営は、

均衡財政のそれであると考えられた。

のは当然であろう。しかし、かれらは上述した基本的観念を基礎に財政を考察した点において共通のものをもっ

古典派経済学者たちの財政の基本認識に同一性がみとめられる以上、内容的にはかれらがほぼおなじような起債 ていたと考えてよい。われわれがここに考察しよりとする生成期古典派経済学者たちの起債原則論についても、

三 スミスの起債原則論

原則をうちたてていたであろうこともまた想像にかたくない。

にするであろう。 それを推したい。J・S・ミルの起債原則論については別の機会に論ずる予定なので、その理由は別にあきらか るのが適当であろう。しかも古典派的起債原則論の唯一の典型をしめせと言われるならば筆者はJ・S・ミルの れらのうち、とくに古典学派の創始者であるスミスと、その大成者であるJ・S・ミルの原則論を中心に考察す ーネル、マカロック、J・S・ミルの名をあげなければなるまい。しかも古典派的起債原則論にかんしては、か 公債について比較的くわしくふれたイギリス古典派経済学者としては、すくなくともスミス、リカードー、 本稿では彼の所説の内容には論及せずにすませたい。本稿を生成期古典派経済学における起債

古典派的財政論ないしは公債論の典型としては普通スミスの学説があげられる。

原則論と名づけた所以のひとつもここにある。

第一に、スミス自身が経済学の創設者といわれるほどの人であったこと。

第二に、彼が自由資本主義の立場をもっとも明確にしつつ財政を論じた学者であること。

三に、スミスが公債についてかなり詳細に論じていること。

生成期古典派経済学における起債原則論

-- 109 -

彼の経済学説はもちろんのこと、財政学説、とくに公債学説にかんしてもまた、その後のイギリス

古典派経済学者のみならず十八世紀後半から十九世紀前半にかけてのフランス、ドイツの経済学者たちの財政論 や公債論の源流をも形成していること。

などの理由からこれはきわめて自然であろう。そこでとりあえず、スミスの起債原則論についてその概要を紹

スミスの起債原則論は一七七六年発行の「国富論」(Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the

介しておきたい。

Wealth of Nations, ed. by Edwin Cannan, 2 vols., London, 1904. 松川七郎訳、諸国民の富、二巻、岩波書店、

昭和四

十四年) にもっともくわしく展開されている。

税観および公債観は、その後の古典派経済学者たちのそれの基礎をなすものとなった。 として租税をえらぶか、あるいは公債をえらぶかという形で展開したと考えてよい。ここでみられるスミスの租

スミスは、彼以後の古典派経済学者たちとおなじく起債原則の問題を、臨時経費の調達にあたり、これが財源

スミスにおいては財源調達を租税にもとめるか、あるいは公債にもとめるかという問題は、 租税および公債の

経済的作用の相違をも検討すべきであった。この場合スミスは臨時経費の支出の充足を当面の課題にしている。 民経済的作用をもつかを検討すべきである。ついでこれら資金が公共部門から経費の形で支出された場合の国民 う形態で資金が国民経済からとりたてられるにあたって、そのとりたての形態のちがいがどのように相違した国 本質およびその国民経済的作用の相違を基礎に論ぜらるべき問題であった。すなわち、まず租税ないし公債とい

したがって租税収入ないし公債収入が経費となって支出されるにあたっての国民経済的作用の相違は一応ないも

現存する資本を破壊するわけではない」。 課税による調達は 「私人たちの収入の一定部分がある種の不生産的労 は「……疑いもなく新しい資本のさらにいっそうの蓄積を多かれすくなかれ阻止するけれども、必ずしもそれは 的にみて一部は資本、大部分は消費となるべき部分が税源となる、とスミスは考えるのである。したがって課税 てる資金の種類が相違していることにもとめている。すなわち、調達財源を租税にもとめるときには、 さて、スミスは両形態による公共部門への資金とりたての国民経済的作用の相違の根拠を、それぞれがとりた 国民経済

干部分を、不生産的労働の扶養のために悪用すること」(キャナン版、口、四一一ページ、松川訳、口、一、三三七ペー のである。したがって起債することは「……以前から生産的労働を扶養することになっていた年々の生産物の若 れたことである。たしかに起債は新資本の蓄積をわずかしか阻害しない。しかし現存資本をおおいに破壊するも よって年々の生産物の一定部分が、資本としての機能をはたすものから収入としての機能をはたすものに転用さ 起債は国民経済的観点からすれば追加信用であるとはいいがたい。むしろ起債にとって重要なことは、これに

ジ、松川訳、口、一、三三六ページ)、と。

働の扶養から他の種のそれの扶養へ転用されるだけのことである」(いずれもキャナン版、口、四一〇、四一一ペー

なじく不生産的労働維持のために使い、他方は生産的に使用中の資金を不生産的使用へと悪用する点にもとめて スミスは課税と起債との国民経済的作用の主要相違点を、一方は不生産的労働維持にあてられる資金を他のお 。その結果スミスは、公債は国民経済にたいしては破滅的な作用をもつものであることを認識するにいたっ

生成期古典派経済学における起債原則論

ジ)になるとスミスは考えるのである。

た

办 かる公債観ないし租税観は基本的にはスミス以後の古典派経済学者たちの公債論にうけつがれていったとい

ってよい。 スミス公債学説は既述のように古典派公債学説の典型であり源流をなすものであった。にもかかわらず、こと

は経済理論的に)正面から議論することを試みてはいない。 むしろ彼は起債を主としてその可能性ない し は 確 実 スミス自身その公債論において起債すべき、あるいは起債してもよいケースについて、 国民経済的に (あるい

切ではないようにおもわれる。その理由としては、まず、スミス自身の起債原則論への対処のしかたがあげられ

起債原則学説にかんする限り、スミスのそれを古典派的起債原則学説の唯一の典型として紹介するのはあまり適

るであろう。

性の側面から検討することに力をそそいでいるのである。 スミスによれば、戦争のような緊急事態が発生した場合、その処理のために巨額の臨時的経費の即刻の調達が

問題が提起されることになると考えるのである。けだし、「戦争が勃発すると、政府はその経費の増大に比例し ここにおいていわば経済的合理性への考慮をこえての調達が不可避となったとき、はじめて起債の

せるかをよく知らないからである」(キャナン版、口、四〇五ページ、松川訳、口、一、三二七、一、三二八ページ)。 るようになるであろうし、またその能力がないというのは、政府はどのような租税が必要な収入を十分に生みだ うのを恐れるからであって、国民はひじょうに巨額な増税が突如としておこなわれると、まもなく戦争を嫌悪す て収入を増徴することをいやがるし、またその能力もない。それをいやがるというのは、政府が国民の怒りを買

債基金の悪用がおこなわれる可能性と確実性とが増大したとスミスはいうのである。 たりして増収をはかるよりも、 また平時において臨時的経費調達の必要がおこると、政府は新税を賦課したり、既存の租税の税率を上昇させ むしろ、しばしば減債基金からの借入にたよるようになった。いわば現実には減

きにのみ起債がゆるされるという原則と考えてもよいであろう。(2) とき、その増加負担を増税ないし新税創設によって調達することが、政治心理的に徴税技術的に不可能であると 治心理的・徴税技術的起債原則と名づけてよいかもしれない。すなわち、臨時に巨額の入用充足の必要が生じた ミスのような態度は起債原則に課せられた既述のような歴史的・社会的任務と正面から取組もうとするものでは いわゆる目的関連的入用充足論 Die objektbezogene Deckungslehre 以前のものであるといわねばならない。 で支配的となった、 起債にたいするスミスのかかる態度は、完成期の古典学派にその萌芽がみとめられ、それ以降の起債原則学説 起債にたいするかかる態度をも強いて起債原則論の一タイプとみなしてよいならば、 特定経費とかかわらしめて起債の可否ないし適否を国民経済的合理性の観点から判断する、 われわれはこれを政

- 1 フィスカル・ポリシー的起債原則論抬頭以前の起債原則論のタイプをおおくのドイツ人財政学者はこの名称のもと öffentlichen Budgets, hrsg. v. H. Jecht, Berlin 1964, S. 51, 参照。 に一括している。たとえば Rudolf Stucken, Finanzwissenschaftliche Deckungsgrundsätze, in: Probleme der
- K.H. Hansmeyer, Der öffentliche Kredit, Frankfurt am Main 1965, S. 44 ff

あきらかとなるであろう。 かかるタイプの起債原則論こそが、生成期古典派経済学における起債原則論に共通したものであることは後に

生成期古典派経済学における起債原則論

- 113 -

かった点にあるとおもわれる。

況が、スミスをして今日われわれが起債原則論に期待しているような歴史的・社会的課題にたちむかわしめえな スミスの起債原則学説が古典派的起債原則論の典型たりえなかった第二の理由は、当時のイギリスの財政的状

起債原則を論ずべき財政制度的背景は、いまだこの時代には充分ととのってはいなかった、といわねばならない を可能にさせる条件をもそなえた商業国となってはいた。しかし、われわれが本稿で考えるような意味における スミスのみたとおり、たしかに当時のイギリスはすでに、公債が必要となる要因をつくりだし、 かつ公債発行

度は、今日われわれが財政制度として観念しているものとはかなりの程度相違していたといってよい。 近代的財政制度のひとつの基本的特徴は、統一国庫制度に裏付けられた統一的予算のもとにおける財政の一元 国富論の叙述の背景となった時代は、いうまでもなくその発刊年である一七七六年以前である。当時の財政制

紀末ちかくにおけるいわゆるピットの財政改革をもって、はじめてこれはおおいなる前進をみた。国富論の刊行

的・弾力的運営にある。しかしこの時代にはいまだこれは日の目をみてはいなかったといってよかろう。十八世

はいわばこの改革の前夜であったのだ。

もっとも「十七世紀のいわゆる市民革命を通じて、まず国王の財産や特権にもとづく収入で王国の財政の大部

……しかもこれと公約経費である国家経費とを峻別することに成功したのである」。 かくて 十八世紀に入るとイ 分をまかなり事態は、漸次廃止されることになった。そして王侯の私家計としての王室費の制度が確立された。

ギリスでは国家の公的支出の大部分が租税収入によって充足される事態が漸次定着されつつあったのである。

sensystem にもとづいてなされていたのであった。財政学上の用語でいえば当時の予算 てられ、これら個々の財政収支項目を総計したものが予算(ないし財政)と観念されていた。換言すれば予算は個 々の支出と個々の租税との Exchequer System から成立しており、財政運営はいわゆる目的金庫制 Zweckkas-とはいえ、当時は、 個々の支出項目にはそれぞれこれに見合う特定の充当財源(主として特定租税収入)が割当 (財政)はいわゆる 基

(1) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, 3. Aufl., Berlin 1958, S. 245.

経済 Fondswirtschaft であった。

続期間を規定するのである。したがってすべての租税は形式的には臨時税である。ただ諸経常的目的達成のため の支出をまかなっている租税のみが実質的には経常税であった。 そしてスミスもいうようにこれら 経常 ここでは特定の租税収入は特定の支出目的の存続するかぎり必要となる。特定経費の支出期間が当該租税の存 (租税)

収入一杯までを経常的に支出してしまうのが当時の財政運営上の慣行となっていたのである。

還が完了するまで当該租税の存続がみられることになる。 債が問題となった。これはいわばあたらしい特定租税の何年分かの先借りであった。とうぜん、先借分の元利償 かくてひとたび巨額にわたる臨時的経費支出の必要がおこると、これを充足すべき収入手段のひとつとして「

の合計を租税制度全般からの収入として統一的に考察することはない。今日の意味における(経常収入としての) 財政運営にあたっては、諸租税は通常それぞれバラバラに孤立的に存在しているものとみなされる。

租税制度という観念の背景はいまだ整っていなかったといえよう。したがって税収一般と支出一般とが見合う形 生成期古典派経済学における起債原則論

- 115 **-**

手段としての起債は考えられもしなかったのだ。 での財政運営は全く考えられていない。ましてや全財政支出マイナス全租税収入のギャップを埋めるべき一収入

かかる財政制度のもとにおいても、もちろん、あらたに出現した臨時的経費支出の財源の捻出を契機として起

債の原則について、これを正面から展開することもまた可能であったであろう。しかしたとえそれができたとし 、統一国庫制度に裏付けられた統一的予算制度のもとに一元的に運営がなされている、近代的財政制度下に

おける起債原則論とは、その性格や意義において若干ちがうものとならざるをえなかったとおもわれる。

四

リカ

ードーの起債原則論

も公債について比較的詳細に論じた経済学者だからである。 ーのそれということになるであろう。リカードーはスミスとならんで生成期古典派経済学の代表者であり、しか スミスのほか、もう一人生成期古典派経済学者の起債原則論について論ずるとすれば当然デビッド・リカード

---- 116 ---

しかし体系的な形で公債学説を展開しているのは主として「経済学および課税の原理」(初版、一八一七年)On the されている第六巻ないし第九巻、とりわけ第八巻(一八一九年より一八二一年六月まで)には注目すべきであろう。 彼の公債学説は断片的な形では彼の全集全十巻の随所にみられる。とくに諸経済学者たちとの往復書簡が収録

Principles of Political Economy and Taxation, London, 1817, 第一七章、および「公債制度論」一八二○年 Fun-

The Works and Correspondence of David Ricardo, Cambridge, 1951—55. 日本版、リカードウ全集、雄松堂、昭和四十 ding System, 1820, in: Encyclopaedia Britannica, である。前者はリカードー全集(P. Sraffa and M.H.Dobb,

四年——)、第一巻、後者は第四巻に収録されている。

間はイギリスの社会・経済状態に絶大なる変化をあたえたはずのものであった。ここでは起債原則にもっとも関

スミスの主著とリカードーの前述二著作の公刊の間にはおよそ四○年あまりの歳月が流れている。この四○年

連ぶかい事項のみをあげてみよう。

のがこの時期であるともいえる。 ある。統一国庫制度を基底にした統一予算制度にもとづく財政の近代的・統一的運営が漸やく緒につきはじめた その第一は、十九世紀のはじめにはすでにイギリスの財政運営がかなりの程度近代化されていたという事実で

ン戦争の遂行である。 その第二は、巨費を投ぜざるをえなかった――したがって巨額の公債発行を経験するにいたった―― ナポレオ

これら両事項がリカードーの起債原則論にたいしてもつべき意味については後述するであろう。

う。ただし、リカードーは租税および公債の国民経済におよぼす悪作用について、スミスより一層徹底して批判 さて、リカードーの公債学説は、起債原則論にかんする限りスミスのそれと大差のないものと考えて よか

的である。彼は租税の不生産的機能を強調していう、「……租税で生産を減退させる傾向をもたないものはない、

の意味では租税は公債と全くおなじ国民経済的悪作用をもつ、とリカードーは考えている。 働者の維持のためにこれを支出することになるのである(全集、(+)、二四五ページ、日本版、(+)、二八二ページ)。 こ 民経済におけるすべての資金は資本として使用されているので、 ……租税は生産にたいするひとつの障害である……」(全集、27、一五四ページ、日本版、27、一七四ページ)、 と。国 課税は生産的産業から資金をとり、不生産的労

生成期古典派経済学における起債原則論

のはない、

開したのである(全集、焵、一八五ページ以下、日本版、焵、二二六ページ以下)。 費としての戦費調達のみをあげている)を租税によるべきか、あるいは公債によるべきかという財源選択論の形で展 以上の租税観と公債観とのうえにたって、リカードーもまた起債原則論を経費増大分の調達 (実例としては臨時

よる経費調達の方が租税による調達よりも、より悪るい国民経済的作用をもつとリカードーは考えたのである。 この場合リカードーは租税による調達をもって最善のものと結論している。すなわち、次の三つの点で公債に

蓄積に向かわせない点である。 れるが、公債による場合にはそれをこえて、さらに当該公債の元利払いのすむまでの期間にわたってつづく点で 第一は、公債調達の方が租税調達よりも、より少ししか節約を促進させない点、したがってより少ししか資本 第二は、一国の産業におよぼす悪作用の期間が、租税調達による場合には当該経費支出の必要な期間に限定さ

ある。

第三は、

こなわれている戦争を終結させようとする点である。 彼は公債への憎悪をむきだしにして次のようにいう。すなわち、公債は「国民を悩ますために発明された、

戦費全額を租税調達によれば国民はなるべく無益な戦争の勃発をさけ、ないしはなるべく早く既にお

の偉大な改善となるであろう……」(全集、)、一九〇、一九七ページ、日本版、例、二三一、二三九ページ)、と。 っとも恐るべき責め道具の一つ」であり、「……公債制度という業務を廃止することが、わが制度にとって永遠 かくて、リカードーにとっては起債が不可避となるケース――強いていえば前述した政治心理的 · 徵税技術的

起債原則論が定立されるケース――さえもおこりえない。リカードーはいう、「……戦争がおこった場合には、

……戦争の費用はそのような支出に等しい租税で年々まかなってゆく以外に手はない……」(全集、八、一四七ペー

ジー、日本版、穴、一六七ページ)、と。借入には終止符がうたれるべきだと彼は考えているわけである。

もちろん、リカードーは本来的な意味での起債原則論、すなわち、いかなる場合に起債してもよいか、あるい

は起債すべきかに関する原則については全く考察していないのである。

カードーにみられるのである。 起債原則論をもふくむ公債論についていえば、スミスよりも一層強烈な公債敵視性 Kreditfeindlichkeit がリ

(1) Fritz Karl Mann, Steuerpolitische Ideale, Jena 1937, S. 205 ff.

五. リカードー起債原則論の時代的背景

既述のようにリカードーの時代にはすでに統一国庫制度を根底にした統一的予算にもとづく財政運営の慣行が

緒につきはじめていた。このことはリカードーの起債原則とスミスのそれとの比較を考える場合、第一に考慮す つはスミス時代とは異なる既述の第二の条件、すなわち、ナポレオン戦争遂行のための経費の急膨脹、 の経済観とか外的環境とか、いろいろの理由が考えられるであろう。しかしそのうちもっとも重要な要因のひと とも当然予想されてよいことであった。しかしこれは全然なされなかった。もちろん、これにはリカードー自身 べき条件である。したがってリカードーにあっては今日的意味における起債原則論が何らかの形で展開されるこ およびこ

(1) これは十八世紀後半のピットの財政改革に負うところがおおきい。「……財政の統合を大いに促進せしめたのは、 生成期古典派経済学における起債原則論

れにともなう起債の増加、公債累積への恐怖であると考えてよいであろう。

それをまかなうに必要な歳入予算総額――を統合的な一本の形式で議会に提出するという慣行を取り入れたからで た。歳出予算および歳入変更の予算案が、各々一本の法律となるという現代の慣行は、本来、ピットの改革からの ある。ピットはまた全省の勘定をイングランド銀行へ最終的に移すことによって、統合的な会計制度の基礎をすえ ピットの業績であった。……ピットは全会計年度計画 ――一方におけるすべての省の歳出予算案と、他方における、

ナポレオン戦争遂行のためにイギリスが必要とした巨額にのぼる戦費は、 その調達のために財政運営上の措置

肥後訳、新版、財政学、東洋経済新報社、昭和三十七年、五一ページ)。

発展にほかならない」(U.K. Hicks, Public Finance, 2. ed., London, 1955, p. 48.

U・K・ヒックス著、

の諸変更を余儀なくさせた。これは漸く慣習化されつつあった統一的財政運営下での起債の原則について考えさ

せるほどの余裕を古典派経済学者たちにあたえなかったのではなかろうか。

ナポレオン戦争直前の一七九一年—九二年の粗国家支出を基準とすると、一八〇一年—〇二年には約三・五五

はなかったのである。もってナポレオン戦争期の財政規模の急激な膨脹がどの程度のものであったかが想像でき 倍となり、一八一四―一五年には約六・一六倍にまで達した。。ナポレオン戦争後から十九世紀の半ばころまで 年経費は絶対額で一八一四―一五年の水準はもちろん、一八〇一―〇二年の水準さえもこえること

Sydeny Buxton, Wisemann, The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom, Princeton, 1961, p. 37, Finance and Politics, vol. 2, London, 1888, p. 367. せた Alan H Peacock and

急激かつ強度の財政規模の拡大は当然あらゆる増税措置をとらしめるにいたった。一七九九年にはじまる所得

よ う。〕 にまで増加した。さらにこれは一八一五年にいたるや一七九三年当時のおよそ三・四倍の八・三四億ポンドに累 一七九三年には約二・四五億ポンドであった国債残高は、一八〇二年にはその約二・一倍の五・二三億ポンド -- 121 --

期以降一八一五年まではおおよそ四〇%台、ないし五〇%台をゆききしていたのである。まことにやむをえない 理由があるとしても、この時期の財政収入構成の不健全性は世人の注目を惹くに充分であったといわざるをえな 税の創設と増徴とはこの時期におけるもっとも著名な増税政策のひとつであった。しかもなお、絶対額の点から で到達した。以後十八世紀末までの三年間はおおよそ六〇%弱、一八〇一年には六五・三%をしめした。この時 純国家収入における国債依存度は一七九二年には三一%であったが、漸増して一七九七年には七一・二%にま 国家収入構成上の比率のうえからも、借入収入の増大ないし上昇を招かざるをえなかったのである。

1 E.L. Hargreaves, The National Debt, London, 1930, pp. 121, 124

積していったのである。この残高は大雑把にみて、この時期以降第一次大戦勃発までのおよそ一世紀間における 残高は国民所得の約二倍にも当ると推定してよいであろう。約百年後の一九一三年には国民所得は約二三億ポン 最高額をしめすものであった。一八一五年前後の国民所得は四億ポンド程度と見積られているので、当時の国債

かつてスミスの僚友デビッド・ヒュームが国債累積の恐怖を「……国民が公信用を滅ぼすか、さもなければ公 (1) ハールグリーブス、前掲書、二九一、二九二ページ、ピーコック・ワイズマン、前掲書、三七ページ。 のである。国債の対国民所得負担率はこの一世紀間におよそ従前の七分の一位に減じていると考えてよかろう。 ドに上昇し、一八一五年ころの約五・五倍位となった。しかし国債残高は逆に約六・五六億ポンドへと減少した

生成期古典派経済学における起債原則論

信用が国民を滅ぼすかの二者択一……」と予言したとき、国債残高はおよそ七千五百万ポンド(一七四八年)ない

し約七千七百万ポンド(一七五七年) 程度であった。国民経済にたいする公債の破滅的作用を警告した ス ミ ス の

前のスミスの時代とくらべてもなお六・五倍という数値をしめしているのである。 八一五年には八・三四億ポンドへと激増している。半世紀あまり前のヒュームの時代の十倍以上、一世代あまり 「国富論」(一七七六年)発行の年には、それは一・三億ポンドに達していた。しかしナポレオン戦争終結期の一

David Hume, Of Public Credit, 1752, in: A Select Collection.....on the National Debt and Sinking Fund ed. by J.R. McCulloch, London, 1857, p. 287.

める割合は高率のものであった。一七七五年、四八%、一七九二年、五一%、一八一七年、五四%、一八二六年、 加えて国債費負担の過重もまたおどろくべきものであった。元来イギリスにおける国債費の総国家経費中にし

122

る年々の物価下落はかなり急激なものであった。その分だけ国債費負担は実質的に加重されたのである。(2) これは国民所得の七ないし八%位をもしめる巨額のものである。しかも一八一八年以降から一八二○年代におけ 五七%、という具合である。しかしその絶対額を考えるとき(たとえば一八一五年、一八一七年とも三・一四億ポンド)、

(1) Carl S. Shoup, Ricardo on Taxation, New York, 1960, p.146. ただしこの数字はハールグリーブス、前掲書(p. 24. Stephen Dowell, A History of Taxation and Taxes in England, II, 3. ed., London, 1965, pp. 163, 281,の合作である。前述統計は年度によって大ブリテンのみの場合とイギリス連合王国の場合とがある。 二九一、二九二ページ、A.W. Acworth, Financial Reconstruction in England, 1815—1822, London, 1925.

はや公債問題のうちでは重要課題とはなりえなかったであろうことは容易に想像されよう。 時代のイギリス古典派経済学者たちにとっては、既述の諸数値はまことにおそるべきものであったに ち が 基本的にはヒューム、スミスに追随して公債敵視の態度をとっていたリカードーを頂点とするナポレオン戦争 かれらにとっては、 いかなる場合に起債してよいか、あるいは起債すべきかという起債原則論の定立は、 な

れを財源選択論からはじまる実際的な公債論に修正するようすすめたマカロックにたいし遠慮の態度をとってい カードー自身、エンサイクロペディア・ブリタニカの補巻としての公債制度の項目を執筆するにあたり、 ے

債については殆んど論じていない。 (2) 度は単にリカードーのみならず、同時代の古典派経済学者たちに共通したものである。反リカードー派の頭目 用な機能を果すとともに、有効需要の創出による国富の増進にも有効な場合があることを認めた。しかもなお起 る(全集、穴、一二七、一三七、一三八、一四一ページ、日本版、穴、一四四、一四五、一五六、一六〇ページ)。かかる態 ルサスさえもその例外ではなかった。彼は財政の意義、すなわち、不生産的労働者の存在と活動とが社会的に有

123

- たとえば James Mill, Elements of Political Economy, 3. ed., London, 1826, でも公債について殆んどふれ られていない。
- 2 T.R. Malthus, Principles of Political Economy with a View to their Practical Application, 1. ed., London, 1820, pp.477-481. 小林時三郎訳、マルサス・経済学原理、(下)、岩波文庫、 昭和四十三年、三四三—三
- すでにみてきたように、 ナポレオン戦争時代に累積されてしまった巨額の国債をいかに処置すべきかが、 国の

生成期古典派経済学における起債原則論

四七ページ。

ばかりでなく、古典派経済学者にとってもその公債論の主要な関心事たらざるをえなかった。いわゆる減債基金 安危にかかわる大問題と考えざるをえない現実的地盤が存在していたのである。これは政治家たちの問題である

国債の減少ないし消滅についてのリカードーの提案は資本課税によってこれを一挙に消滅させるこ とで あっ

Sinking Fund をめぐる諸論議が世上かまびすしかったのも、これに関連しているわけである。

た。他方論敵マルサスは国債の減少とそれにともなう課税の廃止とが必ずしもストレートに国富の増大、労働者

摘している。国債累積の漸減および将来のそれの増大の阻止をこそ望ましいものとしているのである(四八二―四 雇用の増大につながらないとしながらも、なお過大な国債累積のもつ国民経済の維持、発展におよぼす危険を指

八五ページ、邦訳、(下)、三四八一三五一ページ)。

降のいわゆる完成期古典派経済学(とくにJ・S・ミル)の公債学説まで待たねばならなかった。

任務を担った起債原則論の問題にはじめて正面からとり組んだ古典派経済学者の業績の出現は、一八四〇年代以

古典派経済学における減債中心の公債論はおおよそ一八三〇年代までつづいたと考えてよい。歴史的・社会的

(1) パーネルの公債学説は主としてその著、財政改革論、一八三〇年(Henry Parnell, On Financial Reform, London, 1830.) 第一九章、国債において展開されている。

制改革などから生ずる余裕をもって戦争遂行上の経費をも戦時税で支弁しうるようにすることなどが肝要であると のである」(前掲書、二七二ページ)。パーネルにとってもまた公債は発行されない事が一番よい。平時における税 ず、その失われた資本が生産的に使用されていたならば生じたであろう新資本の蓄積額だけの国富をも減少させた 彼はスミス的公債観のうえにたつ。「かくて公債はそれに応募した資本の実額だけ国富を減少させる。 のみなら

彼は考えた。臨時戦費調達についてのリカードー的財源選択準則は、この時期以降第一次世界大戦中においてさえ

イギリスでは異常な努力を払って、政治家たちがその実現につとめるべき準則となった(マン、前掲書、二〇八ペ ージ、参照)。 したがって、起債の原則について考える必要はパーネルにとってはなかったであろう。むしろ国債累積額をいか

にして減少させるかの方が公債に関する彼の主要な関心事であったのだ。